平成30年9月28日

医療法及び医師法の一部を改正する法律の成立及び施行について

医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)の概要

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関 |する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずる。

改正の概要

改正の趣旨

1. 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設【医療法】

医師少数区域等における一定期間の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生労働大臣が評価・認定す

る制度の創設や、当該認定を受けた医師を一定の病院の管理者として評価する仕組みの創設

2. 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化【医療法】

都道府県においてPDCAサイクルに基づく実効的な医師確保対策を進めるための「医師確保計画」の策定、都道府県と 大学、医師会等が必ず連携すること等を目的とした「地域医療対策協議会」の機能強化、効果的な医師の配置調整等の ための地域医療支援事務の見直し 等

3. 医師養成過程を通じた医師確保対策の充実【医師法、医療法】

医師確保計画との整合性の確保の観点から医師養成過程を次のとおり見直し、各過程における医師確保対策を充実 ・医学部:都道府県知事から大学に対する地域枠・地元出身入学者枠の設定・拡充の要請権限の創設

- ・臨床研修:臨床研修病院の指定、研修医の募集定員の設定権限の国から都道府県への移譲 専門研修:国から日本専門医機構等に対し、必要な研修機会を確保するよう要請する権限の創設
- 都道府県の意見を聴いた上で、国から日本専門医機構等に対し、地域医療の観点から必要な措置の実施

を意見する仕組みの創設 等 4. 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応【医療法】

外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化するため、二次医療圏を基本とする区域ごとに外来医療関係者による協 議の場を設け、夜間救急体制の連携構築など地域における外来医療機関間の機能分化・連携の方針と併せて協議・公表

する仕組みの創設 5. その他【医療法等】

・地域医療構想の達成を図るための、医療機関の開設や増床に係る都道府県知事の権限の追加

・健康保険法等について所要の規定の整備

施行期日

2019年4月1日。(ただし、2のうち地域医療対策協議会及び地域医療支援事務に係る事項、3のうち専門研修に係る事項並びに 5の事項は公布日、1の事項及び3のうち臨床研修に係る事項は2020年4月1日から施行。)

医療法及び医師法の一部を改正する法律の成立まで

平成30年3月13日 法案閣議決定

参議院(※参議院先議のため)

(参議院厚生労働委員会)

平成30年4月17日 提案理由説明

平成30年4月19日 法案審查① (6時間)

平成30年5月15日 参考人の意見陳述

- 今村 聡 氏(公益社団法人日本医師会副会長)
- 松田 晋哉 氏(学校法人産業医科大学医学部教授)
- · 立谷 秀清 氏(相馬市長·全国市長会副会長)
- 植山 直人 氏(全国医師ユニオン代表)

法案審查②(3時間30分)

平成30年5月17日 法案審查③(2時間)、可決

(参議院本会議)

平成30年5月18日 可決

衆議院

(衆議院厚生労働委員会)

平成30年7月10日 提案理由説明

平成30年7月11日 法案審査①(7時間)

平成30年7月13日 参考人の意見陳述

- ・ 片峰 茂 氏(国立大学法人長崎大学名誉教授・医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会座長)
- 三宅 養三 氏(愛知医科大学理事長・国立大学法人名古屋大学名誉教授)
- 門田 守人 氏(日本医学会会長・堺市立病院機構理事長)
- 本田 宏 氏(NPO法人医療制度研究会副理事長・一般社団法人日本医学界連合労働環境検討委員会委員)
- 猪口 雄二 氏(公益社団法人全日本病院協会会長・医療法人財団寿康会寿康会病院理事長)

法案審查②(4時間)、可決

(衆議院本会議)

平成30年7月18日 可決、法案成立

平成30年7月25日 公布

医療法及び医師法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成30年5月17日 参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、医師偏在対策を進めるに当たっては、医療の高度化と専門分化、医療安全対策、医師の働き方改革、新たな専門医制度など、今後の医療の供給に影響を与え得る事項を総合的に勘案した上で、関係者の意見を尊重しながら、実効性ある対策を継続的に講ずること。
- 二、地域における医療提供体制の確保については、居住する地域によって受けることができる医療に格差が生じないよう配慮し、医療従事 者の過度の負担に依存するのではなく、限りある医療資源を有効に活用するとともに、その課題認識が社会において共有されるよう必要 な対策を講ずること。
- 三、病院勤務医の夜間・休日勤務や待機時間の実態を調査した上で、医師等の過労死・過労自殺等を防止する観点から、医師の地域偏在解 消に向けた対策を強力に推進するとともに、「医師の働き方改革に関する検討会」において取りまとめられた「医師の労働時間短縮に向 けた緊急的な取組」の周知・徹底を図ること。
- 四、大学病院の大半が高度の医療の提供等を目的とする特定機能病院であることに鑑み、勤務する医師が経営上の観点から本来担うべき役割に専念できないような事態が生じないよう、大学病院に対する財政上の措置を含む適切な支援を行うこと。
- 五、医師が不足している地域においては看護師等の医療従事者も不足していることが多いと考えられることから、当該地域においては医師以外の医療従事者の実効性ある確保策も同時に講ずること。
- 六、医師少数区域等で勤務した医師に対する認定の創設に当たっては、認定を受けた医師や医師派遣の要請に応じて医師を派遣する病院に対する効果的な経済的インセンティブの付与について検討すること。
- 七、都道府県が医師少数区域等を設定するための医師偏在指標を定めるに当たっては、地域住民の年齢構成の推移、患者の流出入の状況、 昼夜人口の変化など、地域の実情やニーズを適切に反映する客観的なデータを用いて検討を行うこと。
- 八、都道府県の地域医療対策協議会の機能強化及び外来医療の提供体制を協議する場の新設に当たっては、 地域医療構想調整会議等の既存の会議と並立して非効率に陥ることのないよう配慮し、都道府県に対して既存の会議との一体的な運用を 促すこと。
- 九、医師偏在対策は大学医学部における医師養成段階から実施すべきものであることから、厚生労働省と文部科学省が連携して具体的施策 を検討し、実施すること。
- 十、医師偏在対策に携わる都道府県職員が医療政策に精通し、医師養成を行う大学や地域の医療機関等と協力・連携しながら地域の実情に 即した対策を進めることができるよう、都道府県に対し適切な支援を行うこと。
- 十一、地域における外来医療の需要は短期間で大きく変化し得ることから、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項について行う 調査、分析及び評価は、地域の実情に即し、六年を待たず都道府県が主体的に実施できるようにすること。
- 十二、離島や山間部等の、医師が不足している地域や病院へのアクセスに困難を伴う地域の医療においては、遠隔医療が大きな役割を果た すことから、遠隔医療に係る規制や仕組みの在り方について、安全・安心の確保を前提に検討を行うこと。

右決議する。

医療法及び医師法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成30年7月13日 衆議院厚生労働委員会①

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、医師偏在対策を進めるに当たっては、医療の高度化と専門分化、医療安全対策、医師の働き方改革、新たな専門医制度など、今後の医療の供給に影響を与え得る事項を総合的に勘案した上で、関係者の意見を尊重しながら、実効性ある対策を継続的に講ずること。
- 二、地域における医療提供体制の確保については、居住する地域によって受けることができる医療に格差が生じないよう配慮し、医療従事 者の過度の負担に依存するのではなく、限りある医療資源を有効に活用するとともに、その課題認識が社会において共有されるよう必要 な対策を講ずること。
- 三、病院勤務医の夜間・休日勤務や待機時間の実態を調査した上で、医師等の過労死・過労自殺等を防止する観点から、医師の地域偏在解 消に向けた対策を強力に推進すること。
- 四、外科、産婦人科、小児科、救急等の医師が不足する診療科の勤務医に対する勤務環境改善を更に促進すること。また、特に医師が不足 する診療科の女性医師に対しては、出産・育児等のライフイベントについて特段の配慮が行われるよう必要な措置を講ずること。
- 五、大学病院の大半が高度の医療の提供等を目的とする特定機能病院であることに鑑み、勤務する医師が経営上の観点から本来担うべき役割に専念できないような事態が生じないよう、大学病院に対する財政上の措置を含む適切な支援を行うこと。
- 六、医師の地域間および診療科間の偏在を是正するため、平成二十八年以降に新設された医学部を卒業した医師に対して、その創設の趣旨 に則った進路が選択されているか検証すること。
- 七、過疎地域等の医療を守るため、関係地方自治体と協議の上で、自治医科大学医学部の入学定員の更なる拡充を促すよう必要な対応をと ること。
- 八、医師が不足している地域においては看護師等の医療従事者も不足していることが多いと考えられることから、当該地域においては医師以外の医療従事者の実効性ある確保策も同時に講ずること。また、医師がその高度な医学的専門性を発揮し、本来担うべき業務に専念できるよう、抜本的なタスクシフトを進めるための具体的取組を検討すること。
- 九、医師少数区域等で勤務した医師に対する認定の創設に当たっては、認定を受けた医師や医師派遣の要請に応じて医師を派遣する病院に 対する効果的な経済的インセンティブの付与について検討すること。
- 十、都道府県が医師少数区域等を設定するための医師偏在指標を定めるに当たっては、地域住民の年齢構成の推移、患者の流出入の状況、 昼夜人口の変化など、地域の実情やニーズを適切に反映する客観的なデータを用いて検討を行うこと。
- 十一、都道府県の地域医療対策協議会の機能強化及び外来医療の提供体制を協議する場の新設に当たっては、地域医療構想調整会議等の既 存の会議と並立して非効率に陥ることのないよう配慮し、都道府県に対して既存の会議との一体的な運用を促すこと。
- 十二、地域医療対策協議会の運営が円滑に行われ、都道府県の医師確保対策が実効性のあるものとなるよう、同協議会の運営を支える都道 府県の組織の機能強化などについて必要な支援を行うこと。
- 十三、医師偏在対策は大学医学部における医師養成段階から実施すべきものであることから、厚生労働省と文部科学省が連携して具体的施 策を検討し、実施すること。

医療法及び医師法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成30年7月13日 衆議院厚生労働委員会②

- 十四、地域医療に志のある学生の入学を推進し、地域枠以外の医師を当該地域に確実に定着させる観点から、地域枠については、地域枠以外の入学枠と峻別した上で学生の募集を促すことによって必要な地域枠学生の確保が確実になされるよう、厚生労働省と文部科学省が連携して大学及び都道府県に対して必要な対応を行うこと。
- 十五、専門医制度を運営する一般社団法人日本専門医機構については、特に専門医の質の維持向上を図るため、その独立性に配慮すること。
- 十六、厚生労働大臣が一般社団法人日本専門医機構に対し意見を述べ又は必要な措置を要請した場合には、速やかにその内容を公表する こと。
- 十七、平成三十年度に開始した専門医制度については、医療を受ける立場である国民の視点に立ち、国においても地域医療への影響と専門 医の質との両面から検証を行い、一般社団法人日本専門医機構等と協力し、必要な対応を行うこと。
- 十八、専門医制度については、プロフェッショナルオートノミーに十分配慮しつつ、国も医療提供体制の確保等を図る観点から、適切にその責任を果たすこと。
- 十九、医師偏在対策に携わる都道府県職員が医療政策に精通し、医師養成を行う大学や地域の医療機関等と協力・連携しながら地域の実情に即した対策を進めることができるよう、都道府県に対し適切な支援を行うこと。
- 二十、地域における外来医療の需要は短期間で大きく変化し得ることから、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項について行う 調査、分析及び評価は、地域の実情に即し、六年を待たず都道府県が主体的に実施できるようにすること。
- 二十一、地域医療構想の実現に向けては、地域医療構想調整会議において、都道府県がその役割を発揮できるよう好事例を横展開することや、公立・公的医療機関と民間医療機関がそれぞれ適切な役割を果たしつつ、医療機能の見直しの検討を進め、地域の実情を踏まえた構想となるよう、国として支援すること。
- 二十二、離島や山間部等の、医師が不足している地域や病院へのアクセスに困難を伴う地域の医療においては、遠隔医療が大きな役割を果たすことから、遠隔医療に係る規制や仕組みの在り方について、安全・安心の確保を前提に検討を行うこと。

右決議する。

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行スケジュール

		公	有 fi								
	施行日	30 	丰度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
主要事項のスケジュール					母士の士	412017に甘べノ					
医療提供体制 • 地域医療構想					● 見直し時期 (※)						
・第7次医療計画					第7次医療計画				第8次医療計画		
三師調査結果公表				● H31.12公表		● H33. 12公身		● H35. 12公表		● H37. 12公表	
主な改正内容				(H30年調査)	(H32年調査	E)	(H34年調査)		(H36年調査)	
新たな医師の認定制度の 創設	H32. 4. 1施行					認定制度	の開始				
医師確保計画の策定	H31. 4. 1施行		指標策定	医師確保計画 策定作業	医師確	催保計画に基づく	医師偏在対策の	実施			
地域医療対策協議会の役 割の明確化等	公布日施行	医師確保について協議する場									
地域医療支援事務の追加	公布日施行	事務の追加						H36. 4. 1(改正法の施行			
外来医療機能の可視化/ 協議会における方針策定	H31. 4. 1施行			計画策定作業		計画に基づく	取組の実施		日から5年後)を目途に検討を加える		
都道府県知事から大学に 対する地域枠/地元枠増 加の要請	H31. 4. 1施行	地域枠/地元枠の要請の開始									
都道府県への臨床研修病 院指定権限付与	H32. 4. 1施行	新制度に基づく臨床研修病院・募集定員の指定									
国から専門医機構等に対する医師の研修機会確保に係る要請/国・都道府県に対する専門研修に係る事前協議	公布日施行				要請。	/事前協議の開始	à				
新規開設等の許可申請に 対する知事権限の追加	公布日施行	Ţ	7		新たな	な知事権限の運用	開始				
	以这. 时政市 开 到市	ᇕᆂᆍ	中主 201	736字版(小) 教送	広川のは生! ・ 歩四		地域医皮埃相甸敦	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	2014年の注急が		

※経済・財政再生計画改革工程表 2017改定版(抄) 都道府県の体制・権限の在り方について、地域医療構想調整会議の議論の進捗、2014年の法律改正 で新たに設けた権限の行使状況等を勘案した上で、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて2020年央までに必要な措置を講ずる。

医療法及び医師法の一部を改正する法律の今後の施行に際し検討が必要な事項について

改正法の施行に関する事項							
主な改正内容	施行日	主な検討事項	検討の場				
新たな医師の認定制度の創設	H32. 4. 1施行	認定に必要な要件、認定の手続、管理者要件の対象医療機関、その他の認定の効果等	医師需給分科会				
医師確保計画の策定	H31. 4. 1施行	医師偏在指標の内容、医師少数区域・医師多数区域の基準、 医師確保計画の策定内容等	医師需給分科会				
外来医療機能の可視化/協議会 における方針策定	H31. 4. 1施行	医療計画に記載する外来医療提供体制の確保に関する事項の内容、外来医療提供体制に関する協議会の運営内容等	医師需給分科会				
都道府県知事から大学に対する 地域枠/地元枠増加の要請	H31. 4. 1施行	都道府県知事の要請内容の詳細等	医師需給分科会				
都道府県への臨床研修病院指定 権限付与	H32. 4. 1施行	臨床研修病院の基準、臨床研修病院の指定方法、臨床研修病 院ごとの定員設定方法等	医道審議会医師分科会 医師臨床研修部会				

その他の関連する事項	検討の場
・将来の診療科ごとの医師の需要の明確化	医師需給分科会
・都道府県における医療政策人材の養成・確保の在り方の検討	中央医療対策協議会